

県内各医療機関 御中

茨城県保健医療部感染症対策課

## 新型コロナウイルス感染症における民間検査機関を活用したPCR検査について

日頃から本県の感染症対策の推進について、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関における医療従事者等で新型コロナウイルス感染症患者を確認し、二次感染を防ぐため周囲の者へ検査が必要な場合は、令和5年7月28日付け感対第405号通知(別添)でご案内のとおり、新型コロナウイルスが5類感染症に位置付けられた後も引き続き、県が行政検査を委託している民間検査機関のPCR検査(以下、「行政検査」という)を活用\*することが可能となっておりますので、改めてご連絡いたします。

行政検査の対象や流れについて下記のとおりお知らせいたしますので、各医療機関におかれましては、本検査をご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本通知におけるPCR検査は、国から当面の間(令和5年度中)の運用である旨示されておりますこと、念のため申し添えます。

\*水戸市内の医療機関は、原則、水戸市保健所において検査を実施する予定です。

### 記

#### (1) 行政検査の対象となるPCR検査

- 医療機関で従事する職員や入院患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、院内で二次感染が疑われる場合に行うPCR検査。

※行政検査の対象は、医療従事者や入院患者のうち、無症状で、且つ感染が疑われる方となります。  
平時の予防的な感染探知のための頻回検査及び外来患者の検査は対象になりませんので、ご留意願います。

#### (2) 行政検査の依頼方法

- 上記(1)が発生した医療機関は、管轄の保健所へ行政検査の該当性を毎回必ずご確認ください。各保健所で院内での発生状況等を踏まえ、検査の範囲(受検人数)等を協議のうえ決定します。
- その上で医療機関又は保健所から民間検査機関に連絡し、具体的な検体採取の日時や検査結果通知の日時等の調整をお願いします。(原則、平日の午前9時から午後5時)  
※医療機関が直接ご連絡する際は、必ず管轄保健所と相談した旨をお伝えください。

#### (3) 行政検査の依頼から検査結果判明までの流れ

(検査機関によって若干異なりますのでご了承ください)

- 例1) 当日朝に陽性者が判明し、管轄保健所と調整し、同日午後に検査機関が検体を回収。  
→翌日の午前中までには結果判明(最短で、同日夜に検査結果判明する場合もあり)。
- 例2) 陽性者判明後、管轄保健所と調整し、翌日中に対象者の検体採取及び検査機関の回収。  
→翌々日の午前中には結果判明(状況によっては翌日の夕方に結果判明)。

※検査結果を速やかに判明させるためには、早期に保健所に相談し、検査対象者を早急に確定して検体採取を行い、検査機関に提出することがポイントです。

※検査結果は民間検査機関から直接連絡が入ります。

#### (4) 留意点

- 行政検査の実施に当たっては、保健所での院内感染状況の把握と民間検査機関の調整が必要となりますので、必ず管轄の保健所へ連絡を入れてください。
- 本通知におけるPCR検査は全て公費負担となりますので、入院患者等に対して検体検査実施料及び

検体検査判断料は算定できません。

(5) その他

- 令和5年7月28日付け感対第405号通知(別添)により、抗原検査キットの提供も可能です。受領数量などは管轄する保健所と協議願います。(使用期限の都合上、提供期限は2月末迄になります。)
- 検査の実施状況は検査機関から県に提供されますので、ご了知おきください。

茨城県保健医療部感染症対策課 赤穂、大曾根、 <u>小松崎</u> TEL 029-301-3219 E-mail yobo9@pref.ibaraki.lg.jp
--